

## ま え が き

本書は、アジア経済研究所が2010年度と2011年度の2年間実施した「開発途上国の障害者雇用－雇用法制と就労実態－」研究会の成果である。本研究は、その前年度の研究会「開発途上国の障害者と法－法的権利の確立の観点から」の成果をふまえて実施されている。同成果は、小林昌之編『アジア諸国の障害者法－法的権利の確立と課題－』（研究双書 No.585）として2010年に刊行されている。同書は障害者権利条約の諸原則に照らしながら、アジア7ヵ国の障害者立法と権利救済システムを明らかにし、福祉から権利に基づく立法へのパラダイム転換や権利条約が謳う非差別原則とそのための合理的配慮の導入などについて考察している。ここで明らかになった障害者立法の全体像をふまえ、本研究では個別分野のうち最も喫緊な課題である障害者雇用に焦点を当て分析するものである。

本研究会の委員は、前回同様、障害分野は必ずしも専門ではないものの現地の法律と言語に精通しているアジア法を専門とする研究者と「障害と開発」やアジアの障害当事者運動に造詣の深い研究者・実務家によって構成され、研究は両者が協働する形で進められた。その結果、研究会での議論と現地調査をとおして、各章とも現地の法制度、法文化、障害当事者の動向をふまえた論考とすることができた。

障害問題は貧困削減の重要な一部であり、障害者雇用はその中核的課題である。障害者権利条約は、他の者との平等を基礎に障害者も労働の権利を享受すべきことを謳っている。本研究では権利条約に照らしながら、立法による障害者の雇用機会の均等化と促進に焦点を当て、アジア開発途上国における現行の労働・雇用法制が障害者雇用に対していかなる役割を果たし、課題を抱えているのか明らかにした。権利条約はまた、ほかの人権諸条約と比して国内的努力を支援するための国際協力を重視しており、研究における協力にも言及している。本研究では雇用の問題を取り上げたが、さらに教育などほかの個別分野の発展や法律の実際の履行・執行状況につ

いてさらに検証していくことが課題として残されている。本書によってわずかながらでもアジア各国の知見の共有が促進されることになれば幸いである。

研究会では、本書を執筆した委員のほか、外部の有識者からレクチャーをいただき、貴重なアドバイスを頂戴した。2010年度は、法政大学名誉教授の松井亮輔氏から障害者権利条約と障害者雇用に関して、銀座通り法律事務所代表弁護士の水木建夫氏から雇用における障害者差別に関して、また渋谷公共職業安定所所長の相澤保氏から日本における障害者雇用法制と障害者雇用行政に関してたいへん興味深い内容のレクチャーをいただいた。2011年度は、ジャーナリストの高嶋健夫氏から日本企業における障害者雇用の現状に関して、高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター研究員の指田忠司氏からは視覚障害当事者団体の国内外での障害者雇用の取り組みに関してご報告をいただいた。また、オブザーバーとして山形辰史氏と初鹿野直美氏（両名ともアジア経済研究所）には積極的に研究会の議論に加わっていただいた。さらに、手話通訳者各氏には難解な議論の通訳をサポートしていただいた。ここに記して感謝の意を表したい。

最後に、研究所の内部および外部の匿名の査読者の方々からも的確なご批判と貴重なコメントを頂戴し、最終原稿に向けたとりまとめに大いに参考にさせていただいた。また、現地調査に際しては多くの方々から貴重な時間を割いていただき、有用な情報をいただいた。この場を借りて感謝申し上げます。

2012年6月  
編者